

いじめを見逃さない・

風通しのよい学校づくり

～子どもも教師もウェルビーイングな学校を目指して～

「太白台小学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

津幡町立太白台小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

津幡町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国及び石川県のいじめ防止基本方針を参酌し、本町におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

目 次

1 いじめの問題への基本姿勢	3
2 いじめの防止等のための組織及び施策等	5
3 いじめの理解	7
4 いじめの未然防止	11
5 いじめの早期発見	15
6 いじめに対する措置	19
7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	26
8 家庭・地域の役割	29
9 重大事態への対処	30
10 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	33
参考資料1 町教育委員会が行う具体的な施策	34
参考資料2 いじめの問題への取組チェックポイント	36
参考資料3 いじめ対応・教育相談年間計画	38
参考資料4 主な相談機関の案内	40
参考資料5 「生徒指導提要 第4章 いじめ」の概要	41

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、各学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、全国的には未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が発生している。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知すること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 学校外における積極対応

ア 公民館活動や子ども会等各種団体活動での大人の見守り体制を充実すること

子ども対象の地域行事や各種団体活動、ジュニアスポーツクラブや文化サークル活動などの学校外での活動においても、指導者等による日々の見守りが重要であること。

イ 放課後児童クラブ等での見守り

放課後児童クラブや放課後子ども教室等の学校から引き継がれる活動においても、指導員や地域の大人による見守りを積極的に行うこと。

（３）平時からの基本姿勢

ア いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

カ 学校外の活動がいじめの原因を誘発する場合も認識すること

学校と地域社会との日頃の連携を深め、迅速な連絡と的確な情報共有を図ること。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

本町では、これまで、町・議会・教育委員会・学校・家庭・警察・地域の関係機関で構成する「津幡町青少年問題協議会」において、青少年の指導、育成に関する総合的施策を推進してきた。

平成30年度に県の「いじめ防止基本方針」が改定されたことに伴い、本町では、いじめ問題に関する必要な体制を再整備し、いじめの防止等に取り組むこととした。

(1) いじめの防止等のための組織等

ア 「津幡町いじめ問題対策連絡協議会」

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための機関（いじめ問題対策連絡協議会）として、本町では「教育センター運営委員会」において協議を行う。

イ 「津幡町いじめ問題対策実務者会議」

いじめ防止等のための対策を実効的に行う機関（いじめ問題対策実務者会議）として、本町では、津幡町校長研修会において協議を行う。

ウ 「津幡町いじめ問題調査委員会」

町教育委員会は、いじめによる重大事態に係る調査の必要がある場合には、いじめ問題に関する公平性・中立性が確保される構成員から成る「いじめ問題調査委員会」を設け、調査を行うものとする。

エ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

(2) 町教育委員会が行ういじめ防止等のための施策等

ア 財政上の措置等

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

イ いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備等

教育センターの相談機能や、青少年育成センター等の関係機関を活用し、教育相談体制を整備するとともに、県の「24時間いじめ相談テレホン」や「いじめ110番」（警察）などの電話相談体制についても併せて周知する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備

児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなどを県教育委員会との連携のもと行い、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）に対処する体制を整備する。

エ いじめの問題に係る教員研修等の実施

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、県教育委員会や教育センター等と連携し、教職員研修の充実を図る。

オ 県派遣の「いじめ対応アドバイザー」の活用

心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など、外部専門員等の活用を推進する。

カ いじめの問題に係る啓発活動の実施

保護者など町民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、広報啓発を充実させる。

キ 心の教育の推進

豊かな心を育む津幡町民会議等の地域住民が参画する事業や、地域の見守り隊の触れ合い活動を通じ、地域全体で心の教育を推進する。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

＜平成17年度「問題行動等調査」まで＞

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

↓

＜平成18年度「問題行動等調査」より＞

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。年度「問題行動等調査」まで＞

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

↓

＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - *好意から行った行為が意図せずに相手側児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合
 - *軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合
 ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（２）「いじめは笑いに隠される」

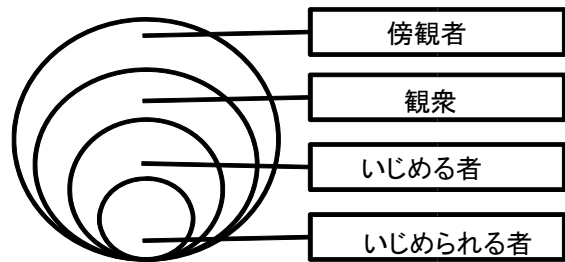
いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

（３）いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



（４）いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

（５）犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対してのいじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」（刑法第 208 条）
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「暴行罪」（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」（刑法第 204 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」（刑法第 222 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝罪」（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」（刑法第 235 条）

- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「**強盗罪**」(刑法第 236 条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「**器物損壊罪**」(刑法第 261 条)
- ・ 校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「**名誉棄損罪**」(刑法第 230 条)、「**侮辱罪**」(刑法第 231 条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「**強制わいせつ罪**」(刑法第 176 条)
- ・ 児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「**児童ポルノ提供等**」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

4 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。

【取組例】

・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり

思わず取り組みたくなるような課題を設定し、児童の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。

・学習指導の場における積極的な指導（学習指導と生徒指導の一体化）

学習指導に際し、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成の、四つの視点に留意する。

・「学び合い学習」⇒「子供主体の授業（個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実）」

学習過程や学習形態を工夫し、全ての児童生徒が主体的に授業に参加したり、授業場面で活躍したりできるようにする。また、必要な時に誰とでも関わり合いながら学習を進められるようにする。

・「教職員の学び合い」

教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組例】

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育の目標（自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養う）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

- ・「考え、議論する道徳」

いじめに関する事例を取り上げ、児童が自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していくような授業を積極的に行う。

- ・魅力的な教材の開発や活用

児童にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、児童の心に残る道徳の時間を心がける。

- ・人権教育講話・人権教室

校内・校外講師による人権教育講話や人権教室を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

（３）規範意識の育成

規律を守ることの意義について考える場を設け、校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

【取組例】

- ・問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

- ・月目標の工夫

毎月の生活目標や学習目標の意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。また、規範意識の醸成に向けて、児童生徒が主体となって取組を進める場を設ける。

- ・学習ルールの徹底

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解したことは徹底してやり通す。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

【取組例】

- ・「ピア（仲間）・サポート」

異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。

- ・親子（地域の方）共同作業

家庭や地域の人々などにも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるような共同作業を行う。

- ・チャレンジ週間の設定

個人又は小グループで力を合わせて、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設け、児童の自己肯定感を高める。

（５）児童会・会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

学級活動、児童会・会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

【取組例】

・校内弁論大会の実施

「いじめ・差別・人権」をテーマとし、その中から一つ選択させ、各学級で全員が意見文を書くとともに、学級代表が校内弁論大会で発表する。

・「いじめ追放宣言」「いじめ撲滅宣言」などの採択

児童会・会活動の日常的な活動として、「いじめ追放」の取組を柱とすることとし、年度当初の議会や総会で宣言を採択する。

・「いじめ」を題材とする創作劇の取組

各学年から出演の希望を募り、子どもの日常の体験をもとにした脚本を作成し、文化祭などの行事で創作劇として発表する。

・挨拶運動

児童会・会、委員会、学級などを単位とし、玄関や街頭などで挨拶を交わし合う。

（６）体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心を通じ合うコミュニケーション能力を育む。

【取組例】

・高齢者とふれあう活動

地域に一人で住んでいるお年寄りの家や特別養護老人ホームを訪問し、お年寄りの話し相手をしたり、身の回りのお世話をしたりする。

・異年齢集団活動

清掃区域等を学年の縦割りで担当し、年間を通して上級生と下級生が助け合って作業する。

・他校種や留学生との交流

特別支援学校等と交流し、互いの行事に参加する。

留学生と、お互いの文化の違いを学び、認め合う意見交換会を開催する。

（７）児童が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

【取組例】

・児童が互いに相談相手になる「ピア・カウンセリング」

月に一回、悩みカードを配付し、出された悩みに対して、児童がその解決方法やアドバイスを書き、廊下に掲示する。

・「いじめ」をテーマにしたディベート

学級活動や道徳の時間に、いじめられる側、いじめる側、それぞれの立場から考え、様々な意見をぶつけ合うことで、いじめを許さない意識の高揚を図る。

どのような行為がいじめになり、さらに犯罪になるのか、また、いじめが行われているのを見たときにどのような行動をとれば良いのかをいじめられる側の立場に立って意見を出し合うことでいじめに対する理解を深め、傍観者とならず「いじめを見逃さない」視点を育てる。

(8) 家庭や地域と連携した取組

児童だけでなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

【取組例】

・いじめアンケートを活用した連携

地域全体でいじめについて考える集会等を開催し、アンケート調査の結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめの問題に取り組む気運を高める。

・非行・被害防止講座の実施

保護者や地域の人々を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

・家庭・地域からの相談窓口の設置

学校内にいじめの問題に関する相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。**教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、「いじめ問題対策チーム」への報告等の適切な措置を取り、一人で抱え込まず組織で共有し対応の仕方等を考える。**また、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処法を定めておく必要がある。さらに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

（１）小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・個人ノートや生活ノート等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い情報を共有する。

（２）定期的なアンケート調査の実施

- ・児童の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無などを工夫し、児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。**（家庭で記入する調査も行う）**

（３）教育相談体制の充実

- ・アンケート結果をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・ＳＣ、ＳＳＷ等の効果的な活用を図る。
- ・町教育センター**公認心理師**、学校支援会社会福祉士の活用を図る。

（４）学校でわかるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず児童が自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、児童にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝ホーム	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらせや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い（机を合わせないなど） ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前でゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	○ 文具など本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押し付けている

休み時間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際など、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押し付ける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のを落としたりする
放課後	○ 自分の用事に付き合わせる	

ウ 注意しなければならない児童の様子

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険なものを所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNS*のグループから故意に外される	○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上での気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

（５）家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり 言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時間になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対し、いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項*に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

*法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(1) いじめに対する組織的対応

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

①いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

- i) 校長をトップに、教頭、主幹教諭、指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年主任、児童会・会担当者等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー等の専門的知識を有する者を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。
- iii) 学校・警察連絡員を決める。

ウ 機能・役割

i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめの早期発見の観点から朝の会や帰りの会、学級活動などでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
- ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、児童、保護者等に周知し利用を促す。
- ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。

ii) 学校や教職員のいじめ問題の対応力向上

- ・事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、児童への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・掲示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

iii) 「学校いじめ防止基本方針」の保護者、地域に対する周知

- ・見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校いじめ防止基本方針」となるようにすることが望ましい。
- ・各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

iv) 児童会・会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。

v) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

- ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
- ・PTAや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

vi) SCやSSW等の外部専門家、関係機関等と連携したいじめ問題への対応

- ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、SCやSSW等の外部専門家を活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
- ・県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
- ・定期的に開催している学校、町教育センター、町少年育成センター、警察での連絡会で連携を密にする。
- ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。

Ⅶ) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・教育委員会、関係機関への協力要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚を持ち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

②個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該児童の学級担任等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合は、アドバイザーが加わることもある。
- iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

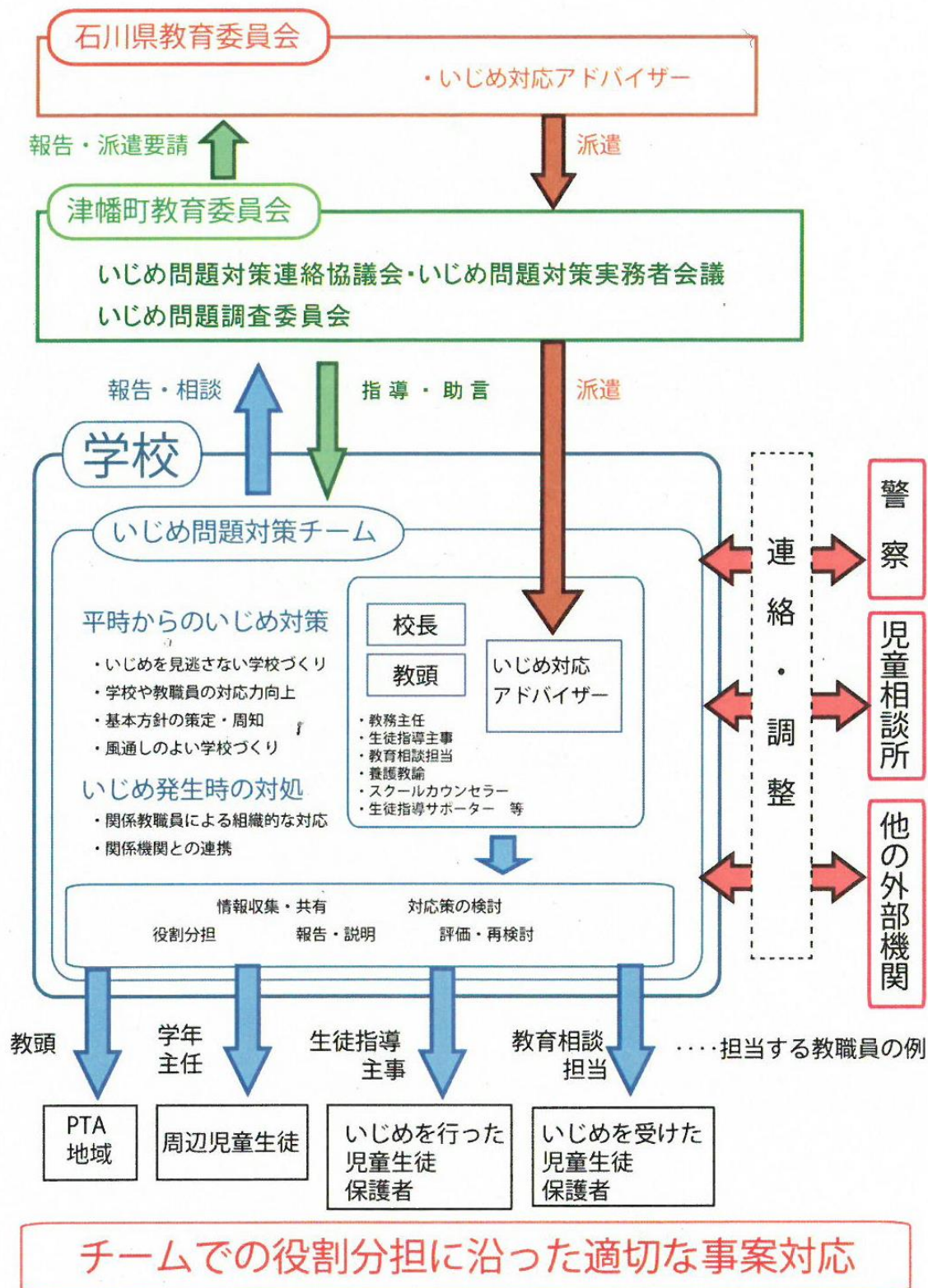
心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

④いじめ問題に対する校内体制整備

いじめ問題に対する体制



（２）子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・ いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくり子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどと安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・ 状況に応じて、ＳＣやＳＳＷ、いじめ対応アドバイザーなど外部専門家の協力を得て対応する。
- ・ 必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめの後遺症へのケアを行う。

【家庭】

- ・ 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめられている子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの好意の責任を自覚させる。
- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指導に当たる。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・ 必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、

人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。

- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分に言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子ども達に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた子ども達に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子どもへの保護者の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまでに継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子どもの保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) 「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合でもあっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の要件

i) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

ii) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

イ 解消後の見守りの重要性

- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

7 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、容易にインターネットに接続できる環境が拡大されつつあり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
 - ・早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
 - ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。
- また、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の

取組についても周知する。

- ・インターネット上のいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

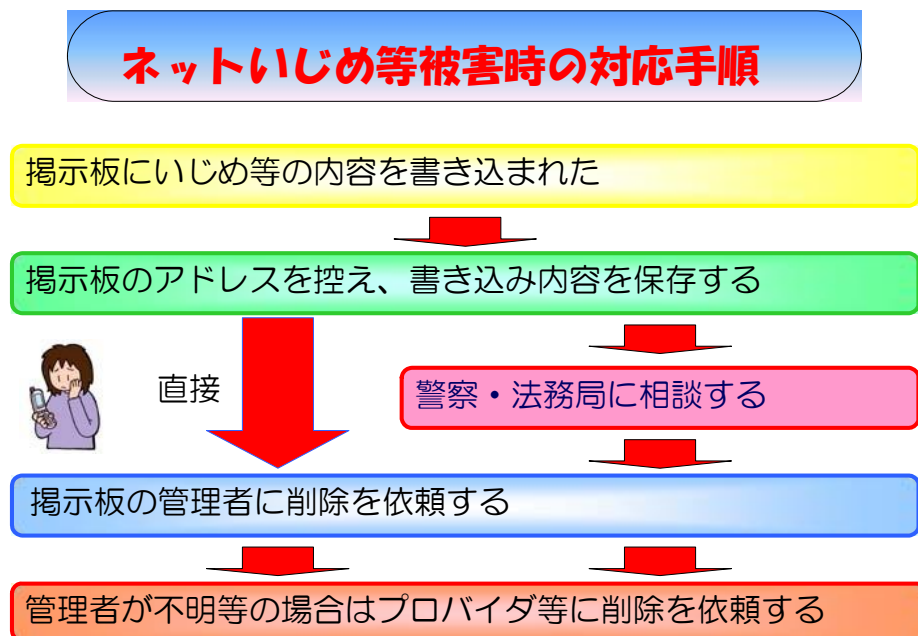
被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。



8 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、児童に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において児童に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、児童が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務等

保護者の責務等については、「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。（「法」第9条2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条3項）

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、町教育委員会又は町立学校のもとに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、同項第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は町立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

全ての教職員が、いじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等を確実に認識しておくために、年度初めの職員会議や教員研修等において、共通理解を図る。すべての学校に設置されているいじめ問題対策チームが、校内のいじめ対応にあたって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、町立学校と町教育委員会が連携して対応をとることができるように、組織体制を整備する。

(3) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、町立学校は町教育委員会を通じて町長及び県教育委員会に事態発生について報告する。また、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(4) 重大事態の調査

ア 町立学校が調査主体の場合

- ・町教育委員会の指導・助言のもと、速やかに町立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに町立学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 町教育委員会が調査主体の場合

- ・町教育委員会のもとに、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査委員会」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・町立学校は町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(5) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・町教育委員会又は町立学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童及びその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・町立学校に係る調査結果については、町長及び県教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置

町教育委員会及び町立学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(7) いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストの活用

(1)～(6)の重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等にあたっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認したうえで対応すること。その際「いじめの重大事態の

調査に関するガイドラインチェックリスト」を参考にする。

10 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、町の基本方針の策定から3年の経過を目途として、本基本方針で定めた町の施策等の取組状況及び国・県の動向等を勘案して、町の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

参考資料1 町教育委員会が行う具体的な施策

(1) いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備

ア いじめの相談窓口

町教育センター内にいじめ相談窓口を設置し、相談できる体制をとることで、教育相談体制の充実を図る。

イ 「24時間いじめ相談テレホン」

いじめ問題に悩む児童やその保護者等が、いつでも専門の相談員に相談できるよう、夜間・休日を含めて、24時間体制の県「いじめ相談テレホン」の周知を行う。

(2) インターネット上のいじめに対処する体制の整備

ア ネットパトロール

児童のネットトラブルを未然に防止するため、県教育委員会との連携のもと、掲示板やSNSなどへの書き込み等を巡視する。

イ ネットトラブル指導資料等の活用

ネットトラブル指導資料等を活用し、各学校における情報モラル教育や携帯電話等の危険性などに関する指導を充実させる。

(3) いじめの問題に係る教員研修等の実施

ア 教員研修の充実

県・町教育センターが実施する教職員研修において、いじめの問題への対処等に関する資質向上を図るとともに、県教員総合研修センターの「校内研修サポート事業」等の活用により、いじめ問題対策チームの対応力向上を図る。

イ 町指導部会への参加

各学校の指導主事又は指導担当者と町青少年育成センター、警察関係者の連携を深めるために、いじめの問題に関する課題等について理解を深め、その対策等について協議することで、それぞれの資質向上を図る。

ウ いじめ問題対策事例集等の活用

いじめの問題への対策に係る具体的な事例を集めた事例集等を用い、各学校において効果的な活用を図ることで、各学校における対策の一層の充実を図る。

エ 青少年健全育成ミーティングの実施

小学生から高校生に至るまで、青少年の健やかな成長のため、学校や町青少年育成センター、警察関係者間で情報共有をし、地域全体での協力体制を築く。

(4) 学校への外部専門家の派遣

ア 県いじめ対応アドバイザー派遣事業の活用

学校におけるいじめの問題への対応力向上を図るため、県いじめ対応アドバイザー派遣事業を活用し、必要な指導・助言を行う。

イ 県スクールカウンセラー（SC）等活用事業の利用

いじめや不登校など、児童の問題行動等に対応するため、県スクールカウンセラー等の活用派遣事業を利用し、児童のカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

ウ 県指導サポーター派遣事業の活用

いじめや暴力行為など、児童の問題行動等に対応するため、学校・警察・家庭裁判所等の勤務経験者で、少年非行問題に造詣のある者をＳＳＷとして要請のある学校に派遣し、指導体制の強化を図る。

エ 県指導アドバイザー（ＳＳＷ）派遣事業の活用

いじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、家族、友人関係、学校、地域など児童の置かれている環境に課題を抱えている場合も見られることから、社会福祉士等をＳＳＷとして学校の要請に応じて派遣し、児童に対する支援を行う。

（５）いじめの問題に係る啓発活動の実施

ア 非行・被害防止講座、非行防止教室等の開催

児童及び保護者を対象とした講座や教室等を開催し、いじめや少年非行の問題の未然防止に向けた啓発を行う。

イ 保護者向け啓発リーフレット

いじめの問題等に関する保護者向け啓発資料を作成・配布する。

参考資料2 いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でPDCAサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切である。

(1) 指導体制

- ・ いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・ いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。(いじめ問題対策チーム)

(2) 早期発見・早期対応

- ・ 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。(教職員一人一人)
- ・ 児童の生活実態について、例えば、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。(いじめ問題対策チーム・教職員一人一人)
- ・ 養護教諭やSC等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。(いじめ問題対策チーム・教職員一人一人)
- ・ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに答えることができる体制になっているか。(いじめ問題対策チーム)

(3) 教育指導

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。(教職員一人一人)
- ・ 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童会・会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。(教職員一人一人)
- ・ いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。(いじめ問題対策チーム)

- ・いじめられている児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。(いじめ問題対策チーム・個別案件対応班)
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行っているか。(いじめ問題対策チーム・個別案件対応班)

(4) 家庭・地域社会との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画（学校いじめ防止基本方針）等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。(いじめ問題対策チーム)
- ・家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。(いじめ問題対策チーム・個別案件対応班)

参考資料3 いじめ対応・教育相談年間計画

教育相談年間計画

月	内容	月	内容
4月	児童理解の会（全体）	10月	第2回相談アンケート・個人面談
5月	「気づき票」の記入、個別支援シートの作成 第1回相談アンケート・個人面談	11月	ハートアンケート
6月	ハートアンケート	12月	ハートアンケート 校内研修会（指導の4つの視点を生かした授業作り②）
7月	ハートアンケート	1月	ハートアンケート
8月	校内研修会（指導の4つの視点を生かした授業作り①）	2月	ハートアンケート
9月	ハートアンケート	3月	ハートアンケート 児童理解の会（全体）

①児童理解の会

ア 毎週月曜日の終礼時にミニ児童理解を行い、気になる児童や支援が必要な児童について情報と対応策について報告する。

イ 全体で共通理解する会を年間2回（4月初旬と3月）行う。

②相談アンケート（家庭に持ち帰り実施する）

ア 年2回、校内におけるいじめの実態を調査し、指導の充実と強化を図る。

イ 個人面談やエンカウンターを実施して、個々や集団への対応を図る。

③ハートアンケート

3年生以上は相談アンケートを行わない月、1,2年生は毎月実施し、個々の学校生活の様子を把握したり、いじめの早期発見につなげたりする。

④教育相談週間

ア 相談アンケートの結果を受けて、年2回個人面談を実施する。

イ 面談の結果を「いいところみつけ」に記録し、ミニ児童理解の会で報告する。

⑤『あのねポスト』（相談ポスト）

児童に相談したい内容と相手を書いて相談室前のポストに入れてもらい、対応する。必要に応じて、スクールカウンセラーとの教育相談を実施する。

⑥『キラリさんカード』

良い行いや相手の気持ちを考えてできた行動を、児童同士や教師が見つけて各クラスの掲示で紹介する。

⑦いいところみつけ・生徒指導記録（いじめ・問題行動・不登校）

児童の特徴や気になること、よさやがんばり等をC4th「いいところみつけ」に残していく。事故・いじめ、不登校等の大きな問題が発生した場合は、状況等や指導の経過を時系列で記載しておく。児童理解の会での話題も記載する。「生徒指導記録（いじめ・問題行動・不登校）」

ファイル」には連絡帳のコピーや聞き取りメモを貼る等、情報を残す。

⑧問題対策委員会（チーム太白）

いじめ・不登校を含む大きな問題が発生した場合は、指導部が窓口になり、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭、該当学年担任等で「問題対策委員会（チーム太白）」を立ち上げて対応策を協議する。

参考資料 4 主な相談機関の案内

	相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間 等
1	津幡町教育センター	076-288-5363	月～金 8:30～ 16:00
2	津幡町青少年育成センター	076-288-2125	月～金 8:30～17:15
3	津幡町児童なんでも相談	076-288-6704	第 2 火 13:30～16:00
4	24時間いじめ相談テレホン (石川県教育委員会)	076-298-1699	24 時間受付
5	24時間いじめ相談テレホン (文部科学省)	0570-078-310	24 時間受付
6	石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
7	石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～13:00
8	石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
9	「子どもの人権 110 番」 (金沢法務局)	0120-00-7110	月～金 8:30～17:15
10	いじめ 110 番 (県警少年サポートセンター)	0120-61-7867	24 時間受付
11	金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
12	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
13	金沢弁護士会 (子どものなやみごと相談)	076-221-0831	木 12:30～16:30

第4章 いじめ

✓いじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的な認知は進んでいるが、**いじめを背景とする自殺等の深刻な事案が後を絶たない。**

✓今後、次の段階として、

- ① **学校のいじめ防止基本方針の具体的展開に向けた見直しと共有、**
- ② 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する**学校いじめ対策組織の構築、**
- ③ **発達支持的・課題予防的生徒指導への転換、**
- ④ **いじめを生まない環境づくりや児童生徒が**いじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけ**が必要。**

18

4.1 いじめ防止対策推進法等

- いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）の基本的な方向性は、
 - ・ 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
 - ・ 重大事態への対処（重大事態調査を含む）において公平性・中立性を確保すること

各学校には、

- ① **いじめ防止のための基本方針の策定と見直し**
- ② **いじめ防止のための実効性のある組織と構築**
- ③ **未然防止・早期発見・事案対処**における適切な対応を行うこと

が義務付けられた。

- 法第2条において、**いじめられている児童生徒の主観を重視し、いじめを定義。**教職員に限らず、児童生徒、保護者にも共通理解を促すことが必要。

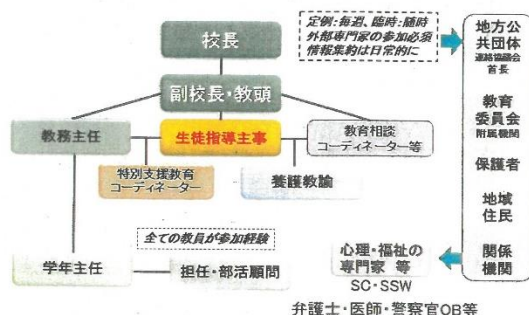
いじめの定義（法第2条）

- この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 平成29年に国の基本方針を改定。学校におけるいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は下記のとおり。
 - ・ 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、**丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。**
 - ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは
 - ① **被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。**
 - ② **被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。**
 - ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、**対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底。**
 - ・ 学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時等に説明。
- いじめの重大事態調査は、「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、**いじめの事実の全容を解明すること、学校・教育委員会の対応を検証して同種の事実の「再発防止」につなげる**ことが目的。
- 公立学校では、**重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告。**
- 重大事態の調査結果は、教育委員会等や首長に報告。学校等は、被害児童生徒には安全と安心を取り戻すための継続的なケア、加害児童生徒には、保護者にも協力を依頼し、成長支援につながる丁寧な指導。

19

4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画



学校いじめ対策組織の例

- ・法第22条において、いじめ問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」という校内組織の設置が義務付け。
- ・学校いじめ対策組織を中心に、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが重要。
- ・**教職員一人一人がいじめの情報を学校いじめ対策組織に報告共有する義務があることを周知徹底。**

【学校いじめ対策組織の構成員】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーターの他、SC・SSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家

【主な活動】

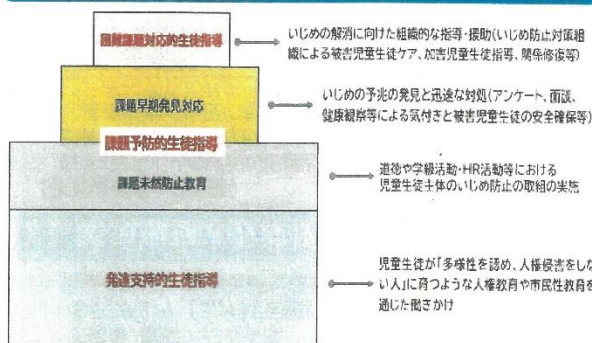
- ・学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策の達成目標を設定し、取組を**年間活動計画**として定め、**達成状況を評価**。
- ・いじめの相談・通報の**窓口として情報を収集**。
- ・いじめの疑いが生じた際に、**アンケート調査や聴き取り**を実施。
- ・学校のいじめ防止基本方針を**PDCAサイクルで検証**。
- ・**いじめ重大事態調査における調査組織の母体**となり得る。
- ※アセスメントシート等を用いて教職員の情報共有
- ※組織として、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる心理的安全性をつくり出すことが不可欠
- ※児童生徒、保護者に学校いじめ対策組織の存在、活動が認識されるよう積極的に周知

【年間指導計画】

- ・「学校いじめ防止基本方針」は、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するか年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認
- ・「**学校いじめ防止基本方針**」は「**学校はいじめ防止の観点から、児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけていくのか**」、「**個々の教職員は、自分が何をすべきなのか**」、「**保護者や地域住民、関係機関は、どのように協力すべきなのか**」ということが分かる内容に。
- ・**H P 等で公表し、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞くことも重要。**

20

4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造



➤ いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ・いじめに取り組む基本姿勢は、**人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開**。
- ・児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、**教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つことを意識する必要**。
- ・いじめ防止の観点から、発達段階に応じた法教育を通じて、**市民性を育む教育を実施**。
- ・**全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが大切**。

安全で安心な学校づくりにおいては以下の点に留意。

- ・「多様性に配慮し、**均質化のみに走らない**」学校づくり
- ・児童生徒の間で人間関係が固定されことなく、**対等で自由な人間関係が築かれるようにする**
- ・「**どうせ自分なんて**」と思わない**自己信頼感を育む**
- ・「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

➤ いじめの未然防止教育

- ・頭で理解しているだけでなく、**行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働きかけが必要**。
- ・児童生徒自身が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする**心理教育の視点を取り入れることも重要**。
- ・いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「**仲裁者**」やいじめを告発する「**相談者**」が現れることがポイント。
- ・担任がいじめられる側を「絶対にする」という意思を示し、**学級全体にいじめを許容しない雰囲気**を浸透させる。
- ・**法や自校のいじめ防止基本方針について学ぶことや、法律の専門家と連携して、法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を身に付けることも重要**。

➤ いじめの早期発見対応

- ・児童生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、**その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要**。
- ・家庭や関係機関と連携し、**いじめに気付くネットワークを拡げることも重要**。
- ・いじめを把握した際の対応の原則は、
①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
②被害者のニーズの確認
③いじめ加害者と被害者の関係修復
④いじめの解消

21

➤ いじめを重大事態に発展させないための困難課題対応的生徒指導の実践

問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース

- ①周りからは仲が良いと見られるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているいじめ
- ④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤いじめの起きた学級が学級崩壊の状況にある場合
- ⑥いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

- ・ 上記のケースでは、**早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的視点から組織的対応。**

- ①アセスメント（いじめの背景や被害児童生徒の傷つきの程度、加害の背景等）を実施
 - ②アセスメントに基づく、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針等をプランニング
 - ③被害児童生徒及びその保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得る
 - ④指導・援助プランを実施
 - ⑤モニタリング（3か月を目途に丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告、心理的状態の把握等）
- ・ 問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携、保護者へのきめ細かな連絡、相談。

4.4 関係機関との連携体制

【教育委員会との連携】

- ・ 各学校のいじめの状況の把握とデータに基づき、対策の具体案を学校と協働で策定。
- ・ 研修や事例検討会などを通じた**教職員の意識改革**。
- ・ 保護者や地域住民に向け各学校の取組の普及啓発や情報相談窓口の周知。
- ・ **重大事態調査の対応・支援**や**関係機関連携**の調整。

【保護者との連携】

- ・ 加害者への指導にあたり、**保護者にもいじめの事実を説明し**、成長支援の視点から**協力を要請**。

【地域の人々との連携】

- ・ **地域学校協働活動**や**コミュニティスクール等を活用**し、地域ぐるみの取組を推進。

22

いじめを見逃さない・風通しの良い学校づくり

～子どもも教師もウェルビーイングな学校を目指して～

「太白台小学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月